

ちゅうちようきざいりゅうしゃ

中長期在留者 のこと

ちゅうちようきざいりゅうしゃ

○中長期在留者 とは

にほん せいかつ ひと も ざいりゅうしかく えいじゅうしゃ かぞくたいざい りゅうがく ひと
日本で 生活している人で 持っている 在留資格が、永住者、家族滞在、留学などの 人
のことです。

とくべつえいじゅうしゃ たんきたいざい ひと
特別永住者や 短期滞在の人の ことでは ありません。

ざいりゅうかーど

○在留カード

がいこくじんとうろくせいど わた がいこくじんとうろくしょうめいしょ か ちゅうちようきざいりゅうしゃ
外国人登録制度で 渡されていた 外国人登録 証明書の 代わりに、中長期在留者の
ひと わた かーど も ひと き こうしん ひつよう
人に 渡されるカードです。持っている人は 決められたときに 更新する 必要が あります。

ざいりゅうかーど

てつづ

○在留カードを もらう 手続き のこと

ざいりゅうかーど こうしん なまえ へんこう ちほうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりかんしょ てつづ
在留カードの 更新や 名前の 変更は、地方出入国在留管理官署で 手続きします。

くわ ちほうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりかんしょ き
詳しいことは、地方出入国在留管理官署で 聞いてください。

ざいりゅうきげん

しかく びざ

へんこう

○在留期限・資格（ビザ）の 変更について

がいこくじんとうろくせいど ざいりゅうきげん しかく へんこう ばあい す しくちょうそん
外国人登録制度では、在留期限や 資格を 変更した 場合は、住んでいる 市区町村の

やくしょ とどけで おこな ひつよう げんざい せいど とどけで ひつよう
役所に 届出を行う 必要が ありました。」現在の 制度では、届出をする 必要は
ありません。

さいにゆうこく

きよかせいど

○みなし 再入国 許可制度

ざいりゅうかーど も ひと にほん しゅつこく ねんい ない にほん かえ
在留カード（カード）を 持っている 人は、日本から 出国して 1年以内に 日本に 帰って

くるとき、さいにゆうこく きよか
くるとき、再入国の 許可は ありません。

せいかつ の いろいろなこと （にしのみやしの ばあい）

ねんい ない ざいりゅうきげん き ひと さいにゅうこく きよか ゆうこうきげん
1年以内に 在留期限が 切れる人は みなし再入国 許可の有効期限は、

ざいりゅうきげん
在留期限までです。

あたら にゅうこく ばあい てつづ
○ 新しく 入国する 場合の 手続き

にほん あたら にゅうこく ひと す しちょうそん やくしょ かい ない
日本に 新しく 入国する(くる)人は、住むところがある 市町村の 役所に 14日以内に

とどけで
届出を

ひつよう とどけで こうこう ざいりゅうかーど
する 必要が あります。届出を するときには、 空港などで渡された 在留カード(カード)と

ゆうこう ばすぼーと ただ うけつけ も
有効なパスポート(正しく 受付が できる)を 持ってきて ください。

と あ さき
(問い合わせ先)

おおさかしゆつにゅうこくざいりゅうかんりきよくこうべしきよく
大阪出入国在留管理局神戸支局

こうべしちゅうおうくかいがんどおり こうべちほうごうどうちようしゃ 078-391-6377
神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎